表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数(全国)^{注1)注2)}

*	気基準適用施設	平成 2 0 年 3	月31日現在	【参 考】 平成19年
	(大)坐十起/11/16成	特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数
	製造の用に	14	32	31
供する焼	話炉	(14)	(32)	(31)
製鋼用電	气炉	68	110	112
衣邺刀电	EXIN	(68)	(110)	(112)
亜鉛回収 (焙焼炒	【施設 P、焼結炉、溶鉱炉、	10	20	18
	乾燥炉)	(8)	(15)	(15)
	ウム合金製造施設	244	843	816
(焙焼炉	,、溶解炉、乾燥炉)	(244)	(843)	(816)
	4 t/h以上		1,124	1,107
		_	(1,121)	(1,104)
廃	2 t/h以上	_	1,490	1,500
廃棄物焼却炉	~ 4 t/h未満 	_	(1,489)	(1,499)
焼 却	2 t /h未満 ^{注3)}	_	8,528	8,779
炉	21/11不過	_	(8,510)	(8,760)
	小計	8,471	11,142	11,386
	וחיני	(8,463)	(11,120)	(11,363)
수학		8,807	12,147	12,363
合計		(8,797)	(12,120)	(12,337)

注1)鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) ^{注1)注2)}

水質基準対象施設	平成20年3	月31日現在	【参 考】 平成19年
小兵坐十八水池以	特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パル プ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩	34	91	92
素又は塩素化合物による漂白施設	(34)	(91)	(92)
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレ	41	57	56
ン洗浄施設 	(41)	(57)	(56)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄	0	0	0
施設	(0)	(0)	(0)
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄	5	21	21
施設	(5)	(21)	(21)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するがみを処理する施設のうち	3	6	6
廃ガス洗浄施設	(3)	(6)	(6)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化	6	32	32
エチレン洗浄施設 	(6)	(32)	(32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施	2	5	5
設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	(2)	(5)	(5)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に	1	4	4
供する水洗施設、廃がス洗浄施設	(1)	(4)	(4)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施	2	6	6
設	(2)	(6)	(6)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供す	0	3	3
るろ過施設及び廃がス洗浄施設	(0)	(3)	(3)
ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ 化誘導体分離施設、還元誘導体分離施 設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体	1	7	7
洗浄施設、ジオナサジンパイルット洗浄施設及 び熱風乾燥施設	(1)	(7)	(7)
アルミウム又はその合金の製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃がス	36	82	78
洗浄施設、湿式集じん施設	(36)	(82)	(78)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃が	5	16	16
ス洗浄施設及び湿式集じん施設	(5)	(16)	(16)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) ^{注1)注2)}

水質基準	才免施 報	平成20年3	月31日現在	【参 考】 平成19年
小貝坐牛)	(1) 多(1) 图(2)	特定事業場数	届出施設数	3月31日現在 届出施設数
担体付き触媒からの金する施設のうちろ過が		6	254	253
廃ガス洗浄施設	BIX、相表加以XV	(6)	(254)	(253)
	廃ガス洗浄施設、	1,058	2,215	2,235
廃棄物焼却炉に係る	湿式集じん施設 	(1,053)	(2,201)	(2,221)
廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の	灰の貯留施設	403	849	852
貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す	次(5月) 苗旭政	(403)	(849)	(852)
るもの	小計	1,461	3,064	3,087
	והיט	(1,456)	(3,050)	(3,073)
廃PCB等又はPCB処理物 PCB汚染物又はPCB処理		18	130	127
分離施設		(18)	(130)	(127)
プロン類の破壊の用に供 ズマ反応施設、廃ガス		35	54	55
集じん施設	バルチルピロ文/文 〇・7址 エ V	(35)	(54)	(55)
下水道終末処理施設 (水質基準対象施設に	- 係る汚水∇は廃液	221	252	252
を含む下水を処理する		(221)	(252)	(252)
水質基準対象施設を記		30	55	55
事業場から排出される	6水の処理施設	の用に供 施設及び 施設 ん施設 (1,053) 施設 (403) 1,461 (1,456) 記設及び 施設又は (18) のうちプラ 及び湿式 (35) なび湿式 (35)	(53)	(53)
合計		1,907	4,139	4,155
		(1,900)	(4,123)	(4,139)

- 注1)法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた 施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に 基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。
- 基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に 計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場と が重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別 - 全国)^{注1)}

										鉱山保安法	等関係法令施	設 注7)
		平成19年3月31日			14	条		平成20年3月31日	特定	平成19年	平成20年	
		現在の設置基数	新設	既設	規模	変更	廃止等	現在の設置基数	事業場数	3月31日	3月31日	特定
			注2)	注3)	注4	1)	注5)		注6)	現在の	現在の	事業場数
		a	b	С	C	k	е	a+b+c+d-e		設置基数	設置基数	注6)
焼結鉱の製造の用	に供する焼結炉	31	1	0		-	0	32	14	0	0	0
製鋼用電気炉		112	1	0		•	3	110	68	0	0	0
	焙焼炉	7	0	0		-	0	7		2	3	1
	焼結炉	2	0	0	-	-	0	2		0	0	
亜鉛回収施設	溶鉱炉	2	0	0		-	0	2	8	0	0	2
	溶解炉	3	0	0	-	=	0	3	0	0	1	2
	乾燥炉	1	0	0		-	0	1		1	1	J
	//\ <i>言</i>	15	0	0	-	5	0	<i>15</i>		3	5	1
	焙焼炉	20	2	0		5	0	22		0	0	
アルミニウム	溶解炉	737	38	0	-	-	16	759	244	0	0	0
合金製造施設	乾燥炉	59	4	0		=	1	62	244	0	0	
	小計	816	44	0		3	17	843		0	0	
	4t/h以上	1,104	32	1	-1	+2	17	1,121		3	3	
	2t/h以上~4t/h未満	1,499	9	0	-2	+1	18	1,489		1(1)	1(1)	1
	2t/h未満	8,760	157	7	-5	+5	414	8,510		19(9)	18(9)	1
廃棄物焼却炉	200kg/h以上~2t/h未満	3,019	33	0	-3	+2	96	2,955	8,463	12(6)	12(6)	15(7)
	100kg/h以上~200kg/h未満	3,888	94	2	-1	+2	183	3,802	0,403	6(2)	5(2)	13(1)
	50kg/h以上~100kg/h未満	1,294	17	2	-1	+0	85	1,227		1(1)	1(1)	
	50kg/h未満 (0.5㎡以上)	559	13	3	0	+1	50	526		0	0	
	小計	11,363	198	8	-8	+8	449	11, 120		23(10)	22(10)	
合 計		12,337	244	8	-8	+8	469	12,120	8,797	26(10)	27(10)	17(7)

- 注1)法第12条及び第13条による届出施設(法に基づく届出施設)と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
- 注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
- 注4)廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「 」は他の区分への移行、「 + 」は他の区分からの 移行を意味する。
- 注5)構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
- 注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
- 注7)法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)^{注1)}

		平成	20年3月31日	 日現在の設置基数	【 ^{注2)}
				別表	第一
大	気基準適用施設	(計)	附則別表	法施行前	法施行後
			第二 ^{注3)}	設置 ^{注4)}	設置 ^{注5)}
		a + b + c	a	b	С
	製造の用に	32	30	_	2
供する焼	E結炉 	(32)	(30)		(2)
製鋼用電	信	110	102	4	4
衣邺而电	EXIN	(110)	(102)	(4)	(4)
亜鉛回収		20	16		4
(焙焼炉 溶解炉、	P、焼結炉、溶鉱炉、 乾燥炉)	(15)	(13)	-	(2)
	 -ウム合金製造施設	843	621		222
(焙焼炉	,、溶解炉、乾燥炉)	(843)	(621)	1	(222)
	4 t/h以上	1,124	685	164	275
	4 t/ll以上	(1,121)	(684)	(162)	(275)
廃	2 t/h以上	1,490	1,127	112	251
廃 棄 物 焼	~ 4 t/h未満 	(1,489)	(1,126)	(112)	(251)
焼 却	2 t/h未満 ^{注6)}	8,528	5,415	444	2,669
炉	21/11水间	(8,510)	(5,404)	(443)	(2,663)
	小計	11,142	7,227	720	3,195
	1.3 .H.I	(11,120)	(7,214)	(717)	(3,189)
合計		12,147	7,996	724	3,427
НП		(12,120)	(7,980)	(721)	(3,419)

- 注1)大気基準適用施設における基準適用状況について計上。
- 注2)鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。
- 注3)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
- 注4)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大 気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が 適用となっている施設数。
- 注5)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
- 注6)焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括-全国)^{注1)}

									F107 - 111 F 111 E	等関係法令施	設 注7)
		平成19年 3月31日現在	新設	既設	法・瀬戸 内法間の	廃止等	平成20年3月31日 現在の設置基数	特定 事業場数	平成19年 3月31日	平成20年 3月31日	特定
		の設置基数	注2)	注3)	移行 注4)	注5)		注6)	現在の	現在の	事業場数
 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ 造の用に供する塩素又は塩素化合物による	(サルファイトパルプ)の製	a 92	<u>b</u> 0	<u>с</u> 0	d 0	<u>е</u> 1	a + b + c - e 91	34	<u>設置基数</u> 0	<u>設置基数</u> 0	<u>注6)</u> 0
カーバイト、法アセチレンの製造の用に供するアセチレン		56	1	0	0	0	57	41	0	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施	設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施	設	21	0	0	0	0	21	5	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉が 処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	いら発生するガスを	6	0	0	0	0	6	3	0	0	0
塩化ピニルモノマーの製造の用に供する二塩化エ	チレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施記 設、廃ガス洗浄施設	と、シクロヘキサン分離施	5	0	0	0	0	5	2	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に使 ガス洗浄施設		4	0	0	0	0	4	1	0	0	0
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する 設及び廃ガス洗浄施設	ろ過施設、乾燥施	6	0	0	0	0	6	2	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する ス洗浄施設		3	0	0	0	0	3	0	0	0	0
ジ オオサジンバイルットの製造の用に供するニトロイ 還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施 浄施設、ジオオサジンバイルット洗浄施設及び熱	設、還元誘導体洗	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0
アルミウム又はその合金の製造の用に供する原 乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん	5焼炉、溶解炉又は	78	5	0	0	1	82	36	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス 集じん施設	ス洗浄施設及び湿式	16	0	0	0	0	16	5	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供す 施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	「る施設のうちろ過	253	7	0	0	6	254	6	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	2,221	38	3	0	61	2,201	1,053	14(6)	14(6)	9(4)
湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって汚水又は廃液を排出するもの	灰の貯留施設	852	7	0	0	10	849	403	0	0	0
	小計	3,073	45	3	0	71	3,050	1,456	14(6)	14(6)	9(4)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 物の洗浄施設及び分離施設	汚染物又はPCB処理	127	5	0	0	2	130	18	0	0	0
71)類の破壊の用に供する施設のうちプラス ス洗浄施設及び湿式集じん施設	マ反応施設、廃ガ	55	0	0	0	1	54	35	0	0	0
下水道終末処理施設		252	2	0	-	2	252	221	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業 水の処理施設	美場から排出される	53	4	0	0	4	53	28	2	2	2
合 計	_	4,139	69	3	0	88	4,123	1,900	16(6)	16(6)	11(4)

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注 7)法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。

表 - 6 (1) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別-都道府県・政令市別)

		焼給狐0	の製造の	の用に	供する	焼結灯	5			製鋼	用電象	えか 一	_				亜鉛	回収放	配設 尭炉		
	注1)	度末施	新設 (b) ^{注2)}	既設 (C) ^{注3)}	規構 表変 (e)	廃止 (f)		数 注1)	18年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注2)}	既設 (c) ^{注3)}	規模 未変(e)	廃止 (f)	19年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場数 注1)	18年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注2)}	既設 (c)	規模 規構 変(e)	廃止 (f)	19年 度末施 設数 (a+b+c e-f)
弾道 発果	1	1					1	3	3					3	1						
県															'						
媒果 3県								1	2					2							1
県															1	2					
娯	1	2					2	3	5					5	1	1					
県								1	1					1							1
県	- 1	3					2	5	5					5							
都	- '	3					3	2	3					3							
川県 県								3	1 4					4							
県								1	1					1							
県																					
県																					
県																					
県	1	3					3	4	11	1				12	1	1					
県				L						L		L					L				
B府 反府								3	4					1							
県	1	1					1	1	1					1							
山県																					
県								2	6				2	4							<u> </u>
県	4	2					2														
県								4	11					11							
県																					
誤																					
県 県															1						
課								1	1					1							
県								1	1					1							
県																					
島県								1	1					1							-
市								1	1					1							
市 ま市									3					3							
市市	1	2					2														
市	1	1					1	1	4					4							
市																					
↑市 室市								1	2				1	1							-
市市								6	10					10							
₦								2	5					5							
市市																					
主	2	3					3	2	3					3							
市																					
沛			L											L				L	L		<u>L</u>
市市																					
き市															1	1					
宮市 は市			L					1	1					1				L	L		L
新市 賀市								1	1					1							
原市																					
市								1	1					1							1
市									2					^							
市								1	1					1							
市																					-
肺																					
阪市 計								4	5					5	1	1					
中市	1	2	1				3	1	2					2	1	1					\vdash
1市							Ĭ,														
市市	1	5					5	2	6					6							
市								1	1					1							\vdash
1市																					
市																					L
市	- 1	2					2														
市																					
島市計	14	31	1	0	0	0	32	68	112	1	0	0	3	110	8	7	0	0	0	0	

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (2) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別-都道府県・政令市別)

18 大學	(b) 注2)	既設 (c) ^{注3)}	語炉模滿更	廃止(f)	1 9 年 度 度 数 (a4btc- e-f)	度末施 設数	(b)	既設 (c) 注3)	ú 規未変(e)	廃止(f)	1 9 年		(b)	既設 (c) 注3)	解規未変 (e)	廃止(f)	1 9 年 度改数 (a+b+c- e-f)	18年施設(a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	聚規未変 (e)	廃止(f)	1 9 未
看着等域上,是一个大学,一个大学,一个大学,一个大学,一个大学,一个大学,一个大学,一个大学,											1	1					1	1					
看着等域上,是一个大学,一个大学,一个大学,一个大学,一个大学,一个大学,一个大学,一个大学,											1	1					1	1					
當城田部最大等千東京新國口福山東陸的大大學中國,與中國的大大學中國,與中國的大大學中國,與中國的大大學中國,與中國的大大學,與中國的大學,與中國的一個大學,與中國的大學,與一學,與一學,與一學,與一學,與一學,與一學,與一學,與一學,與一學,與一						1					1	1					1	1					
秋山形高灰赤芹枣溶所海口宿山 医黄色 医黄色 医黄色 医黄色 医医腹膜 医克斯克曼氏 医甲基氏病 医克斯克曼氏病 医克斯克克氏病 医克斯克克氏病 医克斯克氏病 医克斯克克氏病 医克斯克克氏病 医克斯克克氏病 医氏管炎 医克斯克氏病 医氏管炎 医克斯克氏病 医克斯克氏病 医克斯克氏病 医克斯克氏病 医克斯克氏病 医克斯克氏病 医克斯克曼氏病 医克斯克曼氏病 医克斯克曼氏病 医克斯克曼氏病 医克斯克曼氏病 医克斯克氏病 医克斯克克氏病 医克斯克克氏病 医克斯克克氏病 医克斯克克氏病 医克斯克氏病 医克斯克克氏病 医克斯克氏病 医克斯克克氏病 医克斯克氏病 医克斯克克氏病 医克斯克克氏病 医克斯克克氏病 医克克克氏病 医克克氏病 医克克克氏病 医克克氏病 医克克克克氏病 医克克氏病 医克克克克氏病 医克克氏病 医克克克氏病 医克克克克氏病 医克克氏病						1					1	1					1	1					
福英城东游市于京宗派司马及政策的大场中公园,是一个大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大						1					1	1					1	1					
茨城木馬玉葉京所蓋丘福山民皮 跨壁 医静脉 医动脉 医唇囊 医高温安氏张氏素素素素 医克克氏氏病 医克克氏病 医克氏病 医						1					1	1					1	1					
群馬玉東宗所屬山川共東野東京斯區市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市						1					1	1					1	11					
奇千葉京宗所高山民族學三雄京水疾,即以中國, 南千葉京宗所高山民族學三雄京水疾,即以中國, 東県都川県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県						1					1	1					1	11					
東京州東京所屬至高工程,東京所屬之南、東京所屬之南、東京所屬之南、東京州県東京川県東東京川東東京川東東東京川東東東東京田、東京川東県東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東						1					1	1					1	11					
·奈川県 新海山川県 新海山川県 野車の 東東県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県						1					1	1					1	11					
富丘川县 医甲基克斯氏 医甲基氏 医甲基氏 医甲基氏 医甲基氏性 医甲基氏性 医甲基氏 医甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基						1					1	1					1	1					
5川井東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東東						1					1	1					1	1					
以長野原 東東東 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東						1					1	1					1	1					
長野阜殿三越充大兵帝聯馬國公區,至香慶高祖左長縣大會門東東東県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県						1					1	1					1	1					
歧學的 與學是主統京化 與學與果果 學是主義了的 與學與果果 與果果果 與用果果 與用果果 與果果果 與用果果 與果果果 與果果						1					1	1					1	1					
與里 三 茲京大馬灣島 國大 三 茲京大馬灣島 阿爾						1					1	1					1	1					
三重質素 医克里克 医克里克 医克里克 医克里里果果果果果果果果果果果果果果果果果果果果						1					1							1					
京都 医黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑黑						1					1							1					
大阪府 長孫 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京						1					1							1					
奈良果 哪為戰成與果 與山県 場合 與山県 東東県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県						1					1							1					
歌山県 馬森 以 東						1					1							1					
島根県 到公島川県 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京						1					1							1					
可以島県 公山県県 公山県県 高山連州県県 高佐護・大田東の田県県 東京の田県県県 東京の田県県県 東京の田県県 東京の田川県県 東京の田川州が東京の田川が東京の田が東京の田川が東京の田川が東京の田が東京の田が東京の田が東京の田が東京の田が東京の田が東京の田が東京の田						1					1							1					
山口県 島県県 島州関東県 島州関東県 島州県東 東京県 大宮崎県県 東京県 大宮崎県県 東京県 大宮崎県県 東京県 大宮崎県県 東京県 大宮崎県県 東京市 市海町松屋市 市市 大野城崎市市 山)た、東城崎市市 山)た、東城崎市市 山)で、東京市市 城川崎市市市 市市市市市						1					1							1					
意風県 局限県 局限領県 最直接 海和県県 最直接 高大学 高大学 高県 市大学 市市 市市 市市 市市 市市 市市 市市 市市 市市 市						1					1							1					
舒川県 壁等知明県 理県県 原門県県 を持体主に、 を持体主に、 を持体主に、 のでは、						1					1							1					
為知県 富在質県 職会県 職会県 大会県 に対け、 に対し						1					1							1					
顧阅集 在質集 在質集 生質與果 之質與果果 性別與果果 地別與果果 地別是與 地別在 地別在 地別在 地別在 地別在 地別在 地別在 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地						1					1							1					
長續県 北京県 東京県 東京県 東京県 東京県 東京県 東京県 東京県 東																							
基本県 大学																			L				
2. 論県 見島県 見島県 見島県 見島県 見島県 見名																							
児島県 中縄幌市 山台たま 市 大葉浜崎市 川新脚岡松市 古名都市 大野城市 東浜崎市 川新脚岡松市 古名都市 大田東 東浜崎市 中 東 市 東 市 東 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市															 			-					1
N.娱市市山山、大学市市山山、大学市市山山、大学市市山山、大学市市山山、大学市市山山、新州市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市																							
山台市 ハ																							
千葉市 黄浜市 川新静岡市 長松屋市 に京水 医電市 京都市市 中 京寺 下市市 中 石				i .	1	1																	
黄浜市 川崎市市 新剛市 東松市 古屋市 京大阪市 東南市 東南市 東高市																							
川崎市 赤潟南市 静兵松市 古京都屋市 京都市 大阪市市 中戸市市 中三島市																							
静岡市 兵松市 古屋市 京都市 大阪市 申戸市																							
古屋市 京都市 大阪市 堺市 申戸市 広島市																							
京都市 大阪市 堺市 申戸市 広島市																							
大阪市 堺市 申戸市 公島市																							
東戸市 広島市																							
広島市																							
九州市 国岡市	1																						\vdash
函館市																							L
B川市 長森市	1																						
火田市																							
ボ山市 わき市 1					1							2					2	<u> </u>					┢
都宮市																							
ll越市 沿橋市	1					-											1						H
須賀市																							
模原市 富山市	1																	-					-
金沢市																							L
長野市 支阜市	1																	<u> </u>		l –			F
豊橋市																			L				L
列崎市																							F
豊田市 高槻市	1																						H
大阪市																							
E路市 奈良市	1					1			-	-							1		-	-			┢
歌山市																							
到山市	1																		<u> </u>				-
逼山市	L			L		L			L	L				L		L	L		L	L	L	L	
下関市																							Ε
高松市 公山市																		1					1
高知市																							
長崎市 熊本市																		<u> </u>					
大分市			-										l										L
宮崎市 児島市			<u></u>																				

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (3) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別-都道府県・政令市別)

₹ - C								,,,,,,	., .,	17171	, (),	5 H.A.	エハハカ	- 都汀					,,						
	1 8 年 度末施 設数 (a)	新設 (b)	(c)	規模 規模 未変(e)	廃止 (f)	設数 (a+b+c-	注1)		(b)	既設 (c)	^{尭炉} 規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	設数 (a+b+c-	18年 度末施 設数	新設	(c)	規模 規構 表変(e)	e設 廃止 (f)	設数 (a+b+c-	18年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注2)}	既設	操炉 規模 未変 (e)		19年 度末施 設数 (a+b+c-
						e-f)							e-f)						e-f)						e-f)
北海道 青森県	2					2	4							5	8				13						
岩手県																									
宮城県 秋田県							1							2					2						
山形県	_						2							8					8						
福島県 茨城県	1					1	6	1 2					2	25 29					25 29	2					2
栃木県 群馬県							13 6	1					1	58 11				3	58 11						3
埼玉県							10							41	3			·	44	4					4
千葉県 東京都							4							/	- 1				8						
神奈川県新潟県							3							10	2				12						
富山県							16							43				2	41						
石川県 福井県							4							1 16	1				1 17	2					2
山梨県 長野県							7							5 20				2	20					1	1 3
岐阜県							3							3					3						
静岡県 愛知県	2					2	15 43	4 6					4 6	59 110	7			4	60 113	12	1				5 13
三重県 滋賀県							8 5	2					2	32 16	3			1	32 18						3
京都府							2							4					4						
兵庫県							4		1				1	8					8						4
奈良県 和歌山県																									
鳥取県 島根県																									
岡山県							1							2					2						1
広島県 山口県							1 2							3					3		1				1
徳島県 香川県							2		1				1	1					1						
愛媛県																									
高知県福岡県	2					2	7							19	5				24	3					3
佐賀県 長崎県							2							2					2						
熊本県							8							18					19	1					1
大分県 宮崎県							1							1					1						
鹿児島県 沖縄県							2							2					2						
札幌市																									
仙台市 さいたま市																									
千葉市 横浜市							1							3					3	1					1
川崎市																				·					·
新潟市 静岡市							4							22	1			2	21						
浜松市 名古屋市							2							6 19				1	6 18						
京都市							1							8					8 2	1					1
堺市							4							6					6						1
神戸市 広島市							1							1					1	1					1
北九州市 福岡市							5	1					1	4					4						
函館市																									
旭川市 青森市																									
秋田市郡山市							1							1					1						
いわき市	4					4	1							1					1						
宇都宮市川越市							1							1					1						
船橋市 横須賀市							1							1					1						
相模原市														_					_						ļ .
富山市 金沢市							3							6					6	2					2
長野市 岐阜市																									
豊橋市							2							5					5						
岡崎市 豊田市							1 7							31					2 31		1				5
高槻市 東大阪市																									
姫路市	1					1		2					2	14					14						
奈良市 和歌山市	1					1	1							1					1						
岡山市 倉敷市							3	1					1	8					8						
福山市								<u> </u>					<u> </u>												
下関市 高松市		L					1							12 1		L			12 1		L	L	L		
松山市高知市							1							1					1						
長崎市																									
熊本市 大分市	-						1							2					2						
宮崎市							1							2					2						
鹿児島市 合計	15				0		244							737	38				_		4	0	0	1	62
注1)事業場																									

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (4) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別-都道府県・政令市別)

	יווק	ミニウム												発棄物焼去								
	1 8年 新設 度未施 (b) 設数 (a)	小	規模 規構 表 (e)	廃止 (f)	19年 度末施	事業場数 注1)	18年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注2)}	既設 (c) ^{注3)}	4t/h 規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後	規模 未満 変(e)	廃止 (f)	1 9 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	1 8 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	2t/ 既設 (c) ^{注3)}	h以上 規模 変前 (d1)	~ 4t /h: 規模 変更 後 (d2)	未満 規模 未変 (e)	廃止 (f)	19年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	5	8			13	217	18							18							2	26
青森県						112	9	1						10	23							23
岩手県 宮城県	2				2	144 129	5 6							5								27 28
秋田県						64	1				2			3	16			2			1	13
山形県 福島県	8 28				8 28	121 106	7 5							7 5								11 32
茨城県	33				33	419	25							25	64	1						65
栃木県		3		3	61	129	10							10			2					29
群馬県 埼玉県		3		1	13 48	161 278	17 42							17 42								31 82
千葉県		1			8	331	51	2					1	52	79						1	78
東京都神奈川県						236 115	122 29	1					3	120 29	46 29						1	45 29
新潟県	10	2			12	192	8							8								53
富山県	43			2	41	79	7							7	15							15
石川県 福井県	18	1			1 19	85 108	6							6	15 15						3	12
山梨県	6			2	4	76	3							3	22							22
長野県 岐阜県	3			1	23	189 231	7							7 2								30 36
静岡県	68	1			69	308	29							29								53
愛知県		8	<u> </u>	4	132	244	50							50			 		\vdash			51
三重県 滋賀県	36 18	4		1	36 21	168 131	17 5							17 5			+	1				38 28
京都府	4				4	73	6							6	13							13
大阪府 兵庫県	16 8	1		-	16 9	109 252	41 31	- 1	1			-	-	42 32	39 39		+	1		-	-	39 39
奈良県	0					152	5							5	24							24
和歌山県		1				89							L		12		2	1		L	L	14
鳥取県 島根県						84 85	5 5							5			+	1				7
岡山県	3				3	104	5						1	4	13	1						14
広島県 山口県	3	2			3	136 137	9 13						-	13	21 27		-	1		-	-	21 27
徳島県		_			,	149	3	1					1	3	23							23
香川県	1	1			2	118	6						2	6								8
愛媛県 高知県						178 120	8							: 6	21 14						1	20 14
福岡県		5			27	281	18							20							2	33
佐賀県 長崎県	1				1	96 111	4 8							8								13 14
熊本県	19	1			20	113	1							1	26							26
大分県 宮崎県	1				4	53 70	7							7	13							13
<u> </u>	2				2	138									27						2	25
沖縄県							5							8	23							23
札幌市 仙台市						15 23	10 10							11	7							7
さいたま市						31	13							13	1							1
<u>千葉市</u> 横浜市	4				4	40 66	14 25							14 27	5							4
川崎市	4				4	30	20							20							1	5 6
新潟市						54	9							9	10							10
静岡市 浜松市	22 6	1		2	21 6	67 46	9							11								11
名古屋市	19			1	18	42	16	1						17	1							1
京都市大阪市	9				9	51 35	18 30						1	20 32	1 5							5
堺市	7				7	34	10							10								2
神戸市						27	18							18	3	1					_	4
上 広島市 北九州市	5				5	50 34	21			1			2	18	5		-		1		1	6
福岡市					Ů	17	9							9	4							4
図館市 旭川市						6 10	3							2			+	1				2
青森市						36	6							6	6							6
秋田市	1				1	13 16	4							4			<u> </u>	\perp				1
郡山市いわき市	1	1	L		1	16 23	5 14		L	L	L		L	5 15			<u>L</u> –	L	L	L	L	5
宇都宮市						19	7							7	6	1						7
川越市 船橋市	1				1	12 14	2 8							8			1	1				3
横須賀市					'	8	5							5	3							3
相模原市	ρ	1			0	21	10		_	_	_			10			1	1				2
室山市 金沢市	8				8	34 25	1 5							5			+	1				2
長野市						22	3							3	1							1
<u>岐阜市</u> 豊橋市	5				5	19 12	5 3						-	5			-	1		-	-	6
岡崎市	2				2	23	5							5								
豊田市	35	1			36	17 7	7						3	5			-				2	2
高槻市 東大阪市						6	5 8							5 8			1					3
姫路市	16				16	34	8	5						13	11							11
奈良市 和歌山市	1				1	23 48	4							4			1					3
岡山市			L			40	8							8	1		L	L				1
倉敷市	9				9	33	11							11	12							12
福山市 下関市	12				12	55 16	6							2			+	1				6
高松市	12				12	18	5		L	L	L		L	5		L	L	L		L	L	L 4
松山市	1				1	30	5							5	3							3
高知市 長崎市						25 23	3							3			-	1				1
熊本市						17	4							4	1							1
大分市	2	-			2	31	9							9	2		1					2
宮崎市 鹿児島市	2	-			2	14 28	7		1	1	1		3	3			1	1				5 4
合 計	816 4					8463	1104	32				0		1121	1499	() 2	1	0	18	_
·+ 4 > == *** IE	数については	1 7	の性字	电茶柜	に複数の	特定施制	いた右する	ろ場合	너 묾	+. 7 O)車業t	# を代	表する	特定施設	の欄に計	$\vdash \vdash \downarrow t$						

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の機能計上した。 注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (5) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別-都道府県・政令市別)

ľ			200ka	/h以上	~ 2t/	h未満						<u>廃棄物</u> h以上 <i>-</i>	<u>焼却炉</u> - 200kg						50kg/l	h以上。	- 100kg	/h未清	i j	
	18年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注2)}	既設 (c) ^{注3)}	規模 変更 前	規模 変更 後 (d2)	規模 未変 (e)	廃止 (f)		18年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注2)}	既設 (c)	規模 変更 前	規模 変 後 (d2)		廃止 (f)	設数	18年 度末施 設数 (a)		既設 (c) ^{注3)}	規模 変前 (d1)	規模 変後 (d2)	規満 変(e)	廃止 (f)	19年 度末施 設数 (a+b+c d1+d2- e-f)
北海道	117						1	116	85	3					1	87	23							2
青森県 岩手県	32 39	1					4	32 36	54 80	1					1	54 82	10 15							1
宮城県	33	1					1	33	65	2					2	65	6						1	
秋田県	53						- 1	53	22						1	21	1						2	,
山形県 福島県	30 60						- 1	29 60	68 24	4					4	68 24	10 19			1			1	
茨城県	88						1	87	268	10					9	269	36						4	1 3
栃木県 群馬県	58 57	3					1	61 56	93 62	2					2	91 60	24 32						1 2	_
埼玉県	100						2	98	49	_					3	46	97	5					8	
千葉県	91	5					7	89	183	3					11	175	43						1	
東京都 神奈川県	45 43						7	45 36	64 44	1	1				3 5	64 41	67 22		1				1	
新潟県	65	2						67	84	1					6	79	33	1					1	1 3
富山県 石川県	22 30							22 30	44 50						2	42 48	9 12						1	
福井県	35	1					1	35	52						3	55	13						1	
山梨県	31						1	30	32							32	11							1
長野県 岐阜県	83 70						1	82 69	76 104	2					4	75 102	19 54						3 1	
静岡県	103	3					6	100	125	1					8	118	46		1				2	2 4
愛知県 三重県	106 64	2					4	104 63	90	3	1				4	83 93	34 25						2	
滋賀県	46						2	44	62	J					4	58	17						2	2 1
京都府 大阪府	32 52						3	29 48	40 29	2					3	39 27	8 11			\vdash			2	2
兵庫県	52 84	3	L				4	48 87	129	1	L	L			9	121	39	L	L	L		L		
奈良県	45	_						45	108	1					_	109	15						4.	
和歌山県 鳥取県	39 38	2	-		-	-	1	40 38	46 48	3	<u> </u>				6	43 45	20 7	<u> </u>				<u> </u>	11	
島根県	41						1	40	33	1					2	32	3							
岡山県 広島県	45 61						1	45 60	53 78	7					7	54 73	11 12							
山口県	62	1		1			2	60	53	1			1		1	54	29						3	3 2
徳島県	52						1	51	94	1					4	91	15						3	
香川県 愛媛県	34 54	1					1	32 54	59 90	1					5	62 86	21 34						2	_
高知県	37							37	65	1					2	64	14							1
福岡県 佐賀県	66 52						4	62 52	112 49	2					5	109 47	51 9						1	5
長崎県	70						3	67	38						1	37	8						1	
熊本県 大分県	47 23						2	47 21	46 20	1					3	44 18	13 9						1	1
宮崎県	24	1					1	24	38	1					3	36	4							
鹿児島県	46	3					3	46	71						1	75	14							1
沖縄県 札幌市	34 4							34 4	33 5	4						37 5	11 4						1	
仙台市	5							5	9							9	1						1	
いたま市	7 8							7	3						- 1	3	11 9							1
千葉市 横浜市	16						4	8 12	18 17						2	18 15	29							2
川崎市	18						1	17	1							1	6						1	
新潟市 静岡市	16 14						1	16 13	24 34	2					2	25 32	12 19					1	1	1 1
浜松市	20							20	23						1	22	6							
名古屋市 京都市	6 13						2	12	21 18							21 18	10 17						2	1
大阪市	13						1	12	6							6	8						1	
堺市	7							7	17						2	15	8							
神戸市 広島市	34							34	13 15						1	13 14	1			 				
化九州市	19	1					1	19	12							12	1						1	
福岡市 函館市	5		-		-	-	-	5	8							8			-					
旭川市	1							1	4							4								
青森市	3							3 7	14						1	14	3		\vdash		\vdash			
秋田市 郡山市	7						1	1	3 8							3 8	6							
ハわき市	6							6	6						1	5	2							
宇都宮市 川越市	6							6	5 4							5 4	2							1
船橋市		1						1	7						1	6	3							
横須賀市 相模原市	14							1 14	2							2	1 5							1
富山市	10	_						10	16		L	L				16	9		L	L	L	L		L
金沢市	7							7	9							9	7							
長野市 岐阜市	11 5							11 5	9			1	1			9	3						1	
豊橋市	5							5	5							5	1							
岡崎市 豊田市	12 6						1	11 4	12 5						2	10 5	7							1
高槻市	2							2	5							5	_ "							
東大阪市	2						_	2	2							2	2							
姫路市 奈良市	8						2	6	17 12			1			1	16 12	7 6			<u> </u>			1	1
歌山市	11	1						12	19							19	9						1	
岡山市 倉敷市	32 22						2	32	17						1	16	3							
倉敷市 福山市	16						1	19 15	6 35							6 36	2 5							
下関市	5							5	9						2	7	1							
高松市 松山市	8 10							8 10	10 18						-1	10 17	1							1
高知市	4						1	3	21						1	20	2							
長崎市	7	1					3	5	11							11	4							
熊本市 大分市	6 19			2	2			6 19	8							8	2							-
宮崎市	2							2	7							7	3						1	
西崎 (1) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	13					. —	. —	13	11	. —	. —			_		11	3							

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 - 6 (6) 大気基準適用施設の届出等の状況(施設種類別-都道府県・政令市別)

		E01 '	h±:#:	0.5	INI L- V		廃棄物	焼却炉			,li	±⊥									合 計				
	18年 新設 度末施 (b) 設数 (a)		h未満 (規模 変前 (d1)	0.5m 規模 変更 後 (d2)	以上) 規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	19年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	18年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注2)}	既設 (c) ^{注3)}	<u>小</u> 規模 変前 (d1)	計 規模 変後 (d2)	規模 未満 変(e)	廃止 (f)		事業均数 (注1)	度記	表末施	新設 (b) ^{注2)}	既設 (c) ^{注3)}	規模変 更前 (d1)	規模変 更後 (d2)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	19年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道 青森県	9 10						9	280 138	4					4	280 139	22 11		289 141	12					4	
岩手県宮城県秋田県	9 5					1	8 5	174 143 96	5		2	2		6 4 2	173 142 94	14 13 6	4	174 174 147 96	5		2	2		6 4 2	173
山形県 福島県 茨城県	7 7 14	1	1	1		1	8 8 13		11		1	1		7 1 15	131 146 491	12 11 43	1	141 177 536	11		1	1		7 1 15	176 5 532
栃木県 群馬県	9 11					3	9	210	6 4					3 10	224 204	14 16	8	284 224	9 5					11	218
埼玉県 千葉県	18 19					2	17	466	5 10					15 23	378 453	29 33		438 476	11					15 23	3 43°
東京都 神奈川県	27 8	2				3	26 8	371 175	8		!			12 13	367 165	23 11		374 176	8					12	
新潟県 富山県	22 4					2	20	265 101	4					9	260 97	19 9	8	279 145	6					9	270
石川県福井県	8	1				3	6	107 129	1 8					9	99	8	6	108 147	1 9					9	100
山梨県長野県	6 8						6	105 223						1	104 218	7	8	111						3	108
岐阜県 静岡県	12	1					13 26		3					6	275 371	23	4	281 449	3					6	278
愛知県	14	1				3	11	345	5 4					17	332	29	3	489	13					21	48
三重県 滋賀県	15 12	1				2	14 11	170	1					10	248 161	17	6	288 188	5					11	182
京都府 大阪府	10						10	99 182	2	1				6 8	95 175	11	6	103 202	2	1				8	19
兵庫県 奈良県	15 3	1					16 3	200	6 1					9	334 201	25 15	2	347 200	7					9	20
和歌山県 鳥取県	13 3	\perp				8 1	2	130 109	8					27 7	111 105	8	4	130 109	8					27 7	10
島根県 岡山県	7 9	1					8	96 136	2 8					3 7	95 137	8 10		102 139	2 8					5 7	99
広島県 山口県	18 9					2	16	199	2		1	1		10	191 188	13	8	204	2		1	1		10	196
徳島県 香川県	4 8					1	4		2 5					9	184 134	14 12	9	191 137	6					9	184
愛媛県高知県	17	1				1	17		3					12	215	17	8	224	3					12	215
福岡県	19						19	301	4					12	293	28	9	325	9					12	322
佐賀県 長崎県	7					1	6	145						4 6	130 139	11	2	137 146						6	140
熊本県 大分県	12					2	10 3	69	1					6 4	140 65	12 5	3	165 69	2					4	6
宮崎県 鹿児島県	7						7	82 165	8					5 6	79 167	7 14		83 167	8					5 6	169
沖縄県 札幌市	3	2 1	1			1	7 2	110 34	9					2	118 33	1	6	111 35	9					2	2 34
仙台市 さいたま市	1 6	1	1				6	33 41	1	1				1	33 42	3		36 41		1				1	36
千葉市 横浜市	5 5					1	4 5	58 97	1 2					2 6	57 93	4		60 101	1 2					2	2 59
川崎市新潟市	4 2						4	56 73	3					3	53 74	3	2	61 73	3					3	58
静岡市 浜松市	8 2					2	6	88 70	2				1	6	83 69	7	1	110 76	3				1	8	104
名古屋市京都市	7 2					1	6	61 69	2					5	58 70		6	82 78	2					7	7
大阪市堺市	2						2	62 46	3					3	62 44	4		74 58	3					3	3 74
神戸市	1						1	41	1					2	42	2	7	41	1					2	42
広島市 北九州市 福岡市 函館市	2	1				1	2	70 60 27 9	2		1	1		5	68 57 27	5 4 1	3	72 71 27 9	2		1	1		5	2 70 5 68 21
旭川市	3 4						3	12	1					1	12 36	1	0	12 36						1	13
利田市 郡山市	1						1	16 23	- 1					1	16 22	1		17 23	1					1	17
いわき市								33	1					1	33	2	5	38						1	38
宇都宮市	1						1	27 13	2						28 15	1		28 14	2						29
船橋市 横須賀市	5						5	20 17	1					1	20 17		6 8	22 17						1	17
相模原市 富山市	2 2	$oxed{\bot}$				1	2	37 39	1					1	36 40	3	8	37 48						1	36
金沢市 長野市	1						1	31 27			1	1		1	31 26	2	5	31 27			1	1		1	3
岐阜市 豊橋市	1						1	28 16							28 16	2	0	30							30
回崎市 豊田市	1					1		37 26	1					4	33 20	2		39 61	2					4	35
高槻市東大阪市								14 17							14 17		7	14						,	14
姫路市	1						1	52	5					4	53	4	0	74						4	7
奈良市 和歌山市	7						7	28 55	1					1	28 55	5		29 60	2					1	
岡山市 倉敷市	3						3	63 56						3	62 53	3		63 75						3	3 72
福山市 下関市	2						2	68 23	1					2	68 21	1		73 35	1					1 2	2 33
高松市 松山市	1		1				1	25 38						1	25 37	3		27 39						1	38
高知市長崎市								31 27	1					2	29 25		5	31 27	1					2	2 29
熊本市 大分市	1 3						1 2	22			2	2		,	22	1	7	22			2	2		J	3 25 22 47
宮崎市 鹿児島市		1					3	20 38	1					1	19 36	1 2	4	20 40						1	19
成と音中		1	3 0	1			526	38	1		1	i .	i .	ı 3	36	_ 2	9	40	1	1	1	Ĺ	i	. 3	38

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。 注2)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

水質基準対象施設の届出等の状況 (施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1) 表 -7(1)

		۱, ۱	りご(サルフ)	ァイトハ゛ルフ゛	トパルプ)∑)の製造の 含物による)用に供す	する			カ− 八゚ イト゚	法アセチレンゥ	の製造の	用に供す	るアセチレン	洗浄施設	ŧ
	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	19年度 末施設数 (a+b+c- f)		18年度 末施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	19年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道 青森県	6	19 7						19 7	2	2						2
岩手県	1	1						1								
宮城県 秋田県	2	6						6	1	1						1
山形県福島県																
茨城県 栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県 千葉県									1	1						1
東京都神奈川県									1	1						1
新潟県 富山県	1	2						2	2	7						7
石川県																
福井県 山梨県																
長野県 岐阜県	1	2					1	1								
静岡県	4	8					·	8								ļ.,
愛知県 三重県	1	2 10						10	3	3						
滋賀県 京都府				1	1				1	1						1
大阪府 兵庫県	4	2						2	1	1						
奈良県		2						2								
和歌山県 鳥取県	1	4			<u> </u>			4	L			L			L	<u> </u>
島根県岡山県	1	1						1	1	1						1
広島県	3							4	2	1						2
山口県 徳島県	1	2						2	1	3						3
香川県 愛媛県	2	8						8	2	2						2
高知県		Ŭ						Ů		4						L.,
福岡県 佐賀県									1	1						
長崎県 熊本県	1	1						1	1	1						1
大分県 宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1	1	1						1
沖縄県 札幌市										1						1
仙台市 さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市 川崎市										3						
新潟市 静岡市	1	4						4	1							1 4
浜松市 名古屋市									2	5						
京都市																
大阪市 堺市									2	2						2
神戸市広島市									1	1						1
北九州市									2							2
福岡市 函館市																
旭川市 青森市	1	3						3								1
秋田市郡山市	1	1						1								
いわき市																
宇都宮市 川越市																
船橋市 横須賀市					1											
相模原市																
富山市 金沢市																
長野市 岐阜市					1											1
豊橋市岡崎市																
豊田市																
高槻市 東大阪市														<u> </u>		
姫路市 奈良市					1				1	1						1
和歌山市									1	1						1
岡山市 倉敷市																
福山市 下関市				+	 	\vdash					\vdash		+	\vdash		+
高松市																
松山市 高知市																
長崎市 熊本市					1											
大分市									1	1						1
		i		1	1		1	1	i		1	1	1		1	1

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく品出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。 注4)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (2) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1)

	硫酸	かりらんの集	造の用	こ供する月	廃がス洗汽	静施設			アルミナ	繊維の調	製造の用	に供する	廃か ス洗浴	静施設	
事数	18年度 末施設数 (a)		既設 (C) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	1 9 年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	1 8 年度 末施設数 (a)		既設 (C) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	1 9 年度 末施設数 (a+b+c- f)
F															
t															
L															
ļ															
ŧ								1	2						
ļ								1	13						1
F									10						· '
								1	2						
ŀ								1	2						
t															
t															
								1	2						
t															
1															
1															
L															
t															
ŀ															
Ŧ															
ŀ															
+															
ŀ															
l															
t															
t															
t															
t															
t															
1															
#															
1															
t															
t															1
			1	1	1	1	1	i			1	1	1	1	4

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく品出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。 注4)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (3) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1)

数 ^{注2)} 末版 (a)	(a) 注:	新食及 B現 B現 B現 B現 B B B B B	瀬(5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	まへ 済 多行 ()	去頼移(d2) (d2) (±5)	廃止 (f)	1 9 年度 未施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	1 8 年度 未施設数 (a)		既設 (C) ^{注4)}	ら法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	19年度 末施設数 (a+b+c- f)
市 	2														1
#															
															-
								1	9						1
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						l —			J						
				+											
	2						2								
							2								
1															
1															
1															1
1								1	6						
1	_														
1															
1								1	4						
1												-			-
1															
1															
1								2	9						
1															
1															
1															
1															
1															1
1															
1															
1															
1															
	2						2								
															
				_											
+-+														_	
1 -														\vdash	
															1
	=														
$\pm \pm$															
+		-		-1											\vdash
								1	4						
##															
<u>+</u> +															<u> </u>
$oldsymbol{+}$										_	•				

表 - 7 (4) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1)

		ħ7° □5	ラクタムの製 シクロヘキサン	造の用に 分離施設	二供する研 、廃ガス	流酸濃縮症 洗浄施証	施設、 设			ク ┃┃^゚ 〉	セン又は 水洗	ジグロへ 施設、序	ンゼンの製 そガス洗済	造の用に P施設	供する	
-	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (C) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	1 9 年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (C) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	1 9 年度 末施設数 (a+b+c- f)
1																
1																
1																
ļ																
1																
I																
1																
ļ																
1																
1																
	1	3						3								
1																
1																
7																
1																
1																
1																
1																
1																
1																
4																
1																
1										2						
1	1	2						2								
1																
1																
1																
1																
1																
‡									1	2						
1																
1																
ł																
1																
1																
1																
1																
Ⅎ																
†																
1																
1																
T																

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく品出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。 注4)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (5) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1)

		4-7 33	007911酸; 過施設、	水素ナトリウ 乾燥施設	仏の製造の と及び廃力	D用に供 ブス洗浄ガ	する 施設			2,3-	ジクロロ-´ ろ過)	1,4-ナフトキ 施設及び	かの製造 廃ガス洗	の用に供 浄施設	する	
	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	19年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	1 9 年原 末施設数 (a+b+c- f)
	1	3						2		3						
		3						3		3						
1																
1																
	1	3						3								
1																
1																
i																
1																
1																
4																
1																
1																
																-
		-					-	1				-	<u> </u>		<u> </u>	1

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注3)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく品出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。 注4)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (6) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1)

海道	事業場 数 ^{注2)}	18年度				X /X O ::::	風乾燥施	瓦		のう	ち廃ガス	く洗浄施	段及び湿	ル来しん	旭設	
;海道	**	未施設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (C) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	1 9 年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (c) ^{注4})	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	1 9 年原 末施設数 (a+b+c- f)
森県																
手県 城県																
形県																
島県 成県									2	4						
大県 馬県									1	5						
玉県 葉県 京都									1	1						
川県																
県									6	11						1
県									2	5						
界									1	1						
明県									5	16	1					1
重県									1 4	2						
形府 反府																
車県良県																1
似県 取県																
根県 山県																
島県 コ県																
島県 川県																1
媛県 知県	1	7						7		1						
岡県 買県																
崎県 本県																
分県 崎県																
島県																
現市 台市																
ま市										_						
兵市 奇市 場市									1	2						
市 (市									1	5						1
屋市									1	4 4	4					
市																
市																
L州市 岡市																
館市 川市																
市田市									1	1						
山市 き市																
宮市 越市																
喬市 賀市																
原市 山市																
尺市 野市																
市																
崎市 田市									1	1						
規市 阪市																
路市 良市									1	2						
山市山市																<u> </u>
数市 山市									<u> </u>	_					ļ .	<u> </u>
関市 公市									1	2						<u> </u>
山市 知市 崎市																<u> </u>
市本																_
市 市 島市																

表 - 7 (7) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1)

		1	亜鉛の回 発ガス洗	収の用に 浄施設及	こ供する料 とび湿式集	製施設、 じん施	设		1	担体付き制 ろ〕	媒からの 過施設、)金属の 精製施設	回収の用 と及び廃力	に供する ブス洗浄が	施設のう 他設	うち
100	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	1 9 年度 末施設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	1 9 年原 末施設 (a+b+c- f)
	1	2						2								
ł																
1	1	4						4								
1									3	49						
1									3	49						
1									1	10						
1																
ł																
-																
1									2	193	7				6	5 1
1																
1																
1																
1																
4																
1	1	1						1								
1	1	3						3								
-																
1																
1																
1																
1																
t																
ļ																
1										1						
1																
-																
-																
1																
1	1	6						6								
#																
i -																
1																
1																
1																
ī																
-																
ī																
\exists																
\exists																
J																
				ļ												

表 - 7 (8) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1)

				乗物焼き		対集じ/		、교玌茅	そしん 心心説)	× い灰の!	貯留施設で	. のつ ()		灰の貯留が		5 <i>0</i> 7		
	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (C) 注4)	ら法へ	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	19年度 末施設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (C) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	19年 末施設 (a+b+c- e-f)
北海道 青森県	20 16	42 31	6					1	1 47 31	8	12 8							
岩手県	6	7							7	1	1							
宮城県 秋田県	2	6	1						3	5	7							
山形県 福島県	14 12	15 33						1	14 33	8 18	8 29							
茨城県	43	74						1	74	13	15							
栃木県 群馬県	2 5	9							1 8		5 10							3
埼玉県 千葉県	70 40	147 99	1					2	2 146 3 97	20 15	45 41							3
東京都	32	142	2					1	143	21	91							
京川県 新潟県	13 19	53 23	1					Ş	9 45 24	7 16	24 19							
富山県 石川県	7	26 5							26	2	5 8							
福井県	12	29							29	5	8							
山梨県 長野県	37	12 84	1					2	12 83	4	26							
岐阜県 静岡県	31 42	47 69	1					5	68	5	14	1						1
受知県	34	62	'					Í	61	17	25	<u> </u>						
三重県 兹賀県	20 5	34 13							34 I 12	5 3	6							
京都府 大阪府	6 38	8 117	1						9 115	7 2	11 26						1	
兵庫県	33	67	1					2	2 66	35	40							
奈良県 1歌山県	25 7	27 9	1					2	28 7	6 12	6 16							L
鳥取県 島根県	6 22	14 25							14 25	10	18							
岡山県	12	17							17	6	12							
広島県 山口県	15 25	23 55	1					1	1 23 55	3	5 2							
徳島県	19	38	2					1	1 39 17	6	7							
香川県 愛媛県	12 9	17 12							12	6 2	2							
高知県 福岡県	9 31	12 49							12 49	8	20							
左賀県	8	12							12	6	6							
長崎県 熊本県	2	16 4							15 4	6 2	3							
大分県 宮崎県	1	1							1									
児島県																		
中縄県 札幌市	19 1	21 8	1	1	1				23	8	8							
仙台市 ハたま市	6	9		2	2				11	3	3							
千葉市	5	19							19		11							
横浜市 川崎市	5 14	19 38						3	2 17 3 35	3 4	21 4							
新潟市 静岡市	8 5	12 9							12	1	4							
兵松市	4	12							12		1							
活屋市 京都市	3 8	20 14	1 2					1	1 20	1	5 5							1
大阪市 堺市	10 6	31 9	3							5	11 5	1					- 1	2
神戸市	7	16							16	2	8							
左島市 七九州市	19 11	39 33							39		9 25						١.	1
福岡市	4	17							17	1	5							
函館市 旭川市																		
青森市 秋田市	3	3 8							3	1	3						1	1
郎山市	1	1	2						1	2	2							1
わき市 都宮市	7 6	17 15							19 15		6							
川越市 船橋市	5	6	2						8	2	4						\perp	1
損賀市	3	13						l .	13	1	5							
模原市 富山市	13 3	36 8							2 35		12 1						\perp	
金沢市	2 10	4 15							4	- 1	- 1							
岐阜市	4	4							4									
豊橋市 岡崎市	6	2 8							8	3 1	1						-	+
豊田市	2	4							4	5	5	1						
大阪市		12 12							12									
姫路市 奈良市	10 1	22 2	3	<u> </u>					25 2	1	13 2			H			\perp	+
1歌山市	3	4							4	1	2	1						
岡山市 倉敷市	10 12	11 34							11 34	3	5 5						1	1
福山市	7	14							14	1	2							
下関市 高松市	3	3							3	1	2							
松山市 高知市	2	4						-	1 2	1	2						\perp	1
長崎市	5	8							8		2							
熊本市 大分市	4	2 17							17	2	2						1	1
																		-

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注3)9平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。 注4)9平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)9平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (9) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1)

				係る廃力 gであっ [*]			排出する				序 PCB污染	PCB等又 k物又はF	(はPCB処 PCB処理!	l理物の分 物の洗浄カ	解施設及 記設及び:	び 分離施設	ſ
	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (C) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	19年度 末施設数 (a+b+c- e-f)		18年度 末施設数 (a)		既設 (c) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	1 9 年 末施設 (a+b+c- f)
比海道 青森県	28 17	54 39		6				1	59 39	1	3						
手県	7	8							8								1
田県	7	10							10								1
」形県 高島県	22 30	23 62						1	62	1	26						
成場 所木県	56 6	89 9	1					1	89								1
拝馬県	14	19						1	18								
<u>宝宝</u> 宝宝	90 55	192 140						5		1	2						+
京都奈川県	53 20	233 77						1		1	3						1
「潟県	35	42	1						43		1						
3山県 5川県	9	31 13							31 13								+
計県 」梨県	17 13	37 16							37 16								-
野県	37	110	1					2	109								1
を 単一県 単一県	31 47	47 83		2				3									-
受知県 三重県	51 25	87 40						1	1 86 40	1	2						1
蒸賀県	8	17						1	16								
(都府 <u></u> (阪府	13 40	19 143						2	20 141								+
庫県良県	68	107	1					2	106								1
歌山県	19	25						2	23								
易取県 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16 25	32 30							32 30								+
引山県	18	29							29								1
島県 山口県	18 25	28 57						1	1 28 57	1	1						
息島県 野川県	25 18	45 29		2				1	1 46 29								+
受媛県	11	14							14								1
5知県 6岡県	9 39	12 69							12 69								-
賀県 崎県	14 15	18 24						1	18								
本県	4	7							7								1
分県 『崎県	1	1							1								+
児島県 P縄県	27	29	1	1					31								-
.幌市	5	16	1						17								
<u>山台市</u> ハたま市	9	12 12		2	2				14 12								+
葉市 議済市	8	30 40							30	1	1						1
崎市	18	42						3	39	1	26						
<u>所潟市</u> 争岡市	9	16 12						1	16 1 12								+
(松市 古屋市	4	13 25							13	1	1						1
都市	8	19	3	3					22								1
大阪市 堺市	10 11	42 14		1				7	7 39 I 13	2	5						+
東戸市 二島市	9 20	24 48							24 48	1	1						1
九州市	18	58						2	2 56	1	1 8		5				+
国岡市 国館市	5	22							22								-
8川市	-																1
号森市 火田市	5	6 10							6 10								1
『山市 わき市	7	3 17							3 19								+-
都宮市 越市	6	21							21								1
橋市	2	2							12								+
須賀市 模原市	13	18 48						2	18		2						1
引山市	4	9							9		2						
記沢市 野市	2 11	4 16						1	4 I 15								+
支阜市 豊橋市	4	4							4								+
岡崎市	7	9							9								1
<u> 田市</u> 5槻市	7	9 15				L		L	10 15	\vdash^{-1}	40		L		L	L	1
大阪市 登路市	11	12 35							12 38								_
院市	2	4							4								1
歌山市 岡山市	13	6 16							7 16								+-
自敷市	15	39							39								1
国山市 関市	8	16							16								+
5松市 公山市	4 2	5 4							5				\perp				+
知市	2	5						1	1 4								1
<u> </u>	5 2	10 4							10		2		1				+
分市	4	19							19								1
	. 1	3	4	1	1	1	1	1	. 3			1	1	1	1	1	1

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2)1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注3)9平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。 注4)9平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注4)9平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注5)「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注6)「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 - 7 (1 0) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1

	:	プロン類の破	壊の用に 発ガス洗	に供する 浄施設別	施設のうる	ちプラズマ 長じん施記	反応施! 设	D .		٦	下水道終	未処理旅	設	
	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (C) 注4)	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	1 9 年度 未施設数 (a+b+c- f)		18年度 末施設数 (a)		既設 (c) 注4)	廃止 (f)	1 9 年度 末施設数 (a+b+c- f)
北海道 青森県 岩手県									5 1 1	5 1 1				
宮城県	1	1						1	i	2				
山形県 福島県										1				
茨城県 栃木県	1	5						5	3	3				
群馬県 埼玉県 千葉県	3							5 1	10 3	10				1
東京都神奈川県		1						1	21 12	21				2
新潟県 富山県	1	2						2	3					
石川県 福井県									1	1				
山梨県 長野県 岐阜県	2	1						1 3	3	2	1			
酸早原 静岡県 愛知県	1 3	3 1 4						1 4	3 2 8	2				
三重県 滋賀県	1	1						1	2	2				
京都府 大阪府	1	1						1	2 14	2 14				1
兵庫県 奈良県									9	9				
和歌山県 鳥取県									4					
島根県 岡山県 広島県	1	2						2	1	1				
山口県徳島県									1	2				#
香川県愛媛県	1	3						3						
高知県 福岡県														
佐賀県 長崎県	1	2						2	2	2				
熊本県 大分県 宮崎県									1	1				
鹿児島県 沖縄県	2	2						2	1	1				+
札幌市 仙台市 さいたま市									5	5				
千葉市 横浜市									2 6					2
川崎市 新潟市	1	1						1	2	1				
静岡市 浜松市	1	1						1	2	2				
名古屋市 京都市 大阪市									5 4 8	4				
堺市 神戸市	1	1						1	2 5	2				
広島市 北九州市	1	2						2	5	7				
福岡市 函館市									3	1				
旭川市 青森市									1					
秋田市 郡山市 いわき市									2 1 1	1				
宇都宮市 川越市														+
船橋市 横須賀市								L	2	2	L			
相模原市 富山市	1	1						1	2	2				
金沢市 長野市									3					
岐阜市 豊橋市 岡崎市									2 1 1	1				
豊田市高槻市									1	4				
東大阪市	1	2						2	2	2				
奈良市 和歌山市									2	2				
岡山市 倉敷市									1	1				
福山市 下関市	1	1						1	1					
高松市 松山市 高知市	1	2						2	1	1				:
長崎市		2							1 1 2		1			
大分市 宮崎市									1	1				
鹿児島市 合計	1 35	2 55			0 0	0)	1 54	1	1			0 :	2 25

表 - 7 (11) 水質基準対象施設の届出等の状況(施設種類別・総括 - 都道府県・政令市別) 注1)

		水質	基準対象 から打	施設を設	置するコる水の処	場又は 理施設	事業場						合 計				
	事業場 数 ^{注2)}	18年度 末施設数 (a)		既設 (c) ^{注4})	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	19年度 末施設数 (a+b+c- f)		18年度 末施設数 (a)		既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	19年原 末施設数 (a+b+c- e-f)
道県県		1						1	42 21 9	83 50 11						1	5
県		1	2					2	6	16 11	3					2	2 1
		1						1	23	50 75						2	
1									66	112	1					1	11
=======================================									12 22	30						1	
//w //w	3	5					1	4	108 67	258 157						5	
= K									75 35	257 103						10	25
	4	9	1				1	9	42	72	2					1	7
									21 11	50 13							1
									20 14	43 17							1
									41 38	115 56						6	
1		1						1	63 70	309 113	10					9	31
	1	2						2	31	62							6
-									16 16	26 22	1					1	2
									55 80	158 123						2	2 15
									32 19	34 25	1					2	2 2
									21	40							4
									27 20	32 31							3
_	1	1						1	26 31	38 74						1	7
	1	1						1	26 23	47 37						1	3
	2	4						4	17	35							3
	1	1						1	9 42	12 74							1
									15 18	20 27						1	2
									5	8							
									3 2	4 2							
	1	1						1	31	34	1						3
									10 11	21 14		2	!				1
i	1	1						1	7 13	12 37							1 3
	2	2						2	19 22	70 73						2	
_		1						1	14	26							2
									14 9	29 21						1	2
+									12 13	38 27						2	2 4
									20 16	55 19						7	' (
									14	29							2
		1						1	25	57 75	5					2	7
									8	25 1							2
									2 5	4 6							
1	4	1						4	9	14							1
		1						1	10 7	27	2						2
	1	1						1	7	10	2						1
ī									2 6	22						1	2
i.	1	3 2					1	3	14 10	51 16						2	,
									3	5							
									14 6	19 6						1	1
	1	1						1	9	7 11							1
									9	50 19							5
			1					1	2	14							1
									2	4							
ī	1	1						1	8 14	10 17							1
		1						1	17 9	45 17							1
									2	3						1	
									6	7							
	1	1 1					1	1	4 8	9 13						2	1
٦	2	3						3	4	6 23							2
		J							2	4							
					1	1		l	5	11	1		1	1	1	4	l .

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。 注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。 注3) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。 注4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から満法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、 法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 -8(1) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 亜鉛回収施設 焼結炉 焙焼炉 溶鉱炉 溶解炉 彭燥炉 小計 19年度末 事業場数 19年度末 18年度末 施設数 施設数 19年度末 18年度末 19年度末 18年度末 施設数 施設数 施設数 施設数 19年度末 18年度末 施設数 施設数 19年度末 施設数 18年度末 施設数 19年度末 施設数 施設数 19年度末 事業場数 19年度末 18年度末 施設数 施設数 北海道 青森県岩手県 宮城県 秋田県 山形県福島県茨城県 2(1 栃木県群馬県 埼玉県 千葉県 十葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 1(1) 2(2) 三重県 滋賀県 京都府 1(1) 奈良県 和歌山県 鳥取県島根県広島県 山口県徳島県 香川県愛媛県高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 照本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 仙台市 1(1) 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 広島市 恒郎市 旭川市 青森田山市 郡田山き市 いわき市 1(1) 川越市 船橋市 横須賀市 相模原市 富山市金沢市長野市 姫路市 奈良市 和歌山市 岡山市 倉敷市 福山市 下関市 高松市 松山市 高知市長崎市熊本市 大分市 宮崎市

日合計 2 3 2 0 0 0 0 1 1 0 1 1 5 3 注 1)法第35条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を () 内に再掲した。

鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別) 表 -8(2)

	1					廃棄物	焼却炉				(他試	(性)別	」- 都追	ann 宗·	以る山
	2t/hl	火上 ~ 未港	200kg/l 2t/h	h以上~	100kg/l	1以上~	50kg/h	以上 ~ /h未満	50kg/	h未満 f以上)	小	計		н пі	
	4t/h 19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	200kg 19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末		18年度末	19年		18年度末
北海道	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	事業場数 1		施設数
青森県岩手県											<u> </u>	·			
宮城県															
秋田県 山形県															
福島県茨城県			2(1)	2(1)							2(1)	2(1)	2(1)	2(1)	2(1)
栃木県											2	2	1	2	2
群馬県 埼玉県					1	1					1	1	1	3	1
千葉県 東京都			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県				1(17							1(1)	1(1)	1(1)	-1(17	1(17
新潟県 富山県															
石川県 福井県			2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)			5(5)	5(5)	2(2)	5(5)	5(5)
山梨県長野県			-\-/	-\-/	-\-/	-\-/	.,,,,				- (-)	3(3)	-\-/	- (-)	
岐阜県															
静岡県 愛知県															
三重県 滋賀県															
京都府			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府 兵庫県															
奈良県															
和歌山県島取県															
島根県岡山県															
広島県 山口県															
徳島県			1	1		1					1	2	1	1	2
香川県 愛媛県			1	1							1	1	2	4	4
高知県福岡県															
佐賀県															
長崎県 熊本県															
大分県 宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県 札幌市			2	2							2	2		2	2
仙台市 さいたま市															
千葉市			1	1							1	1	1	1	1
横浜市 川崎市			1(1)	1(1)							1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
新潟市 静岡市															
浜松市															
名古屋市 京都市															
大阪市 堺市															
神戸市															
広島市 北九州市															
福岡市 函館市															
旭川市															
青森市 秋田市															
郡山市	1(1)	1(1)									1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
宇都宮市	.,.,	.,,,,										-,,,,	/	-,.,,	.,,,,
川越市 船橋市															
横須賀市 相模原市															
富山市															
金沢市長野市															
<u>岐阜市</u> 豊橋市															
岡崎市 豊田市															
高槻市															
東大阪市 姫路市															
奈良市和歌山市															
岡山市															
倉敷市 福山市											1	1	1	1	1
下関市															
松山市															
高知市 長崎市															
熊本市															
大分市 宮崎市															
鹿児島市 合計	1(1)	1(1)	12(6)	12(6)	5(2)	6(2)	1(1)	1(1)	0	0	22(10)	23(10)	17(7)	27(10)	26(10)
注 1) 法第36	- (・)	- (· (·) こ基づき把	握された		用施設に信	<u> </u>	び事業場の	<u>((!)</u> D数を含む		. 0	(10)		,(//	-1(10)	20(10)

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を())内に再掲した。

表 - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)

	廃棄	物焼却炉は	に係る廃ガ			じん施設及	ひび灰の貯留			を	[基準対象 設置する]	施設 □場				
		プス洗浄施! 式集じん旅		为	の貯留施	设		小計			は事業場が 排出される くの処理施	5		合 計		
北海道	19年 事業場数	度末 施設数	18年度末 施設数	19年 事業場数		18年度末 施設数	19年 事業場数	度末 施設数	18年度末 施設数	19年 事業場数	度末 施設数	18年度末 施設数	19年 事業場数	度末 施設数	18年度末 施設数	
青森県 岩手県 宮城県																
秋田県 山形県 福島県	2(1)	3(1)	3(1)				2(1)	3(1)	3(1)	1	1	1	2(1)	3(1)	3(1)	
茨城県 栃木県 群馬県	1	1 2	1 2				1	1 2	1	1	1	1	2	2 2		
埼玉県 千葉県 東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)					1(1)	1(1)	1(1)	
神奈川県新潟県富山県	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)		
石川県福井県山梨県	2	3	3				2	3	3				2	3	3	
長野県 岐阜県																
静岡県 愛知県 三重県																
滋賀県 京都府 大阪府																
兵庫県 奈良県 和歌山県																
鳥取県 島根県 岡山県																
広島県 山口県 徳島県																
香川県 愛媛県 高知県																
福岡県 佐賀県 長崎県																
熊本県 大分県																
宮崎県 鹿児島県 沖縄県																
札幌市 仙台市 さいたま市																
千葉市 横浜市 川崎市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)	
新潟市 静岡市 浜松市																
名古屋市 京都市 大阪市																
堺市 神戸市 広島市																
北九州市 福岡市 函館市																
旭川市 青森市 秋田市																
郡山市 いわき市 宇都宮市	1(1)	3(3)	3(3)				1(1)	3(3)	3(3)				1(1)	3(3)	3(3)	
川越市 船橋市																
横須賀市 相模原市 富山市																
金沢市 長野市 岐阜市																
豊橋市 岡崎市 豊田市																
高槻市 東大阪市 姫路市																
奈良市 和歌山市 岡山市																
倉敷市 福山市 下関市																
高松市 松山市																
高知市 長崎市 熊本市																
大分市 宮崎市 鹿児島市																
合 計 注1)法第36	9(4) 条の規定に	こ基づき把	14(6) 握されたz	K質基準対	0 象施設に係	る施設及	び事業場の	14(6) 数を含む。			2		11(4)		16(6)	

注1) 法第38条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()) 内に再掲した。

大気基準適用施設に係る基準適用状況 表 -10(1) (施設種類別・法 - 都道府県・政令市別) 焼結鉱の製造の用に 製鋼用電気炉 亜鉛回収施設 焼結炉 附則別 表第二 (a)^{注1)} 供する焼結炉 19年 | 附則別 | 別表第 度末施 | 表第二 | 一 設数 | (a)注1 | (c) 19年 附則加度未施表第二(a)^{注1)} 焙焼炉 |附則別 | 別表 表第二 | -(a)^{注1)} (c) 溶解炉 附則別 表第二 (a)^{注1)} 別表第一 法施行 法施行 前設置 後設置 (b)^{注2)} (c)^{注3)} (a+c) 別表第 別表第 別表第 別表第 度末施 設数 (a+c) 度末施 設数 (a+c) (c) (c) (c) (a+c) 北海道青森県岩手県宮城県 山形県 山福茨 栃群 埼千東京 県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県 東瀬県県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県長野県 長岐静愛三滋家大兵奈 大兵奈夫 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 10 豆岡豊高東 姫奈歌山 南海崎崎田 槻 阪路良山山敷山山敷山 **启福下高松高長熊士** 市市市市市市市市市市市市市 大分市 宮崎市 鹿児島市

<u>施光に関ける</u>
合 計 32 30 2 110 102 4 4 7 7 7 0 2 1 1 1 2 1 1 1 注 1 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。 注 2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注 3)法施行機則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注 3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

大気基準適用施設に係る基準適用状況 表 -10(2)

(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別) 亜鉛回収施設 短続炉 19年 附則別 度末施 設数 (a+c) アルミニ 溶解炉 附則別 別 表第二 ー (a)^{注1)} (C 小 計 附則別 表第二 (a)^{注1)} 別表第 19年 別表第 別表第 別表第 別表第 度末施 表第二 設数 (a)^{注1)} 度末施 設数 (a+c) 度末施 表第二 設数 (a)^{注1)} 度末施 設数 (c) (c) (c) (c) (c) (c) 北海道青森県岩手県宮城県 山形県 山福茨 栃群 埼千東京 県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県 東瀬県県 23 29 50 26 新潟県 富山県 石川県 福井県 10 11 山梨県長野県 長岐 静愛 三滋 京大 兵 奈 東 県 県 県 県 県 県 県 府 府 県 県 25 愛媛県 高知県 福岡県 10 川越市船橋市横須賀市 相模原市富山市金沢市長野市 岐阜市 豊橋市 受付 時市 豊田市 東大阪市 東大阪市 発良市 和歌山市 23 25 14 16 岡山市 倉敷市 福山市下関市高松市 松山市 大分市 宮崎市 鹿児島市

<u>施光に関ける</u>
合 計 1 1 0 15 13 2 22 16 6 759 569 190 62 36 26 43 注 1 法施行の際現に設置されている施設 (設置工事がされているものを含む。) であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設を決議によっている施設 (設置工事がされているものを含む。) であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注 3) 法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注 3) 法施行機則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注 3) 法施行機則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(3) 大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法 - 都道府県・政令市別)

	1								()他:	<u>没種類</u>	<u>【力】・)</u> 焼却炉	女 - 旬)	宗・以	(ゴロ)	ניל (
		4t/h				t/h以上·			20	Okg/h以上	- ~ 2t/h未			g/h以上				g/h以上~		
	19年 度末施	附則別 表第二	別表 法施行	第一 法施行	19年 度末施	附則別 表第二	別表 法施行	第一 法施行	19年 度末施	附則別 表第二	別表 法施行	第一 法施行	19年 度末施	附則別 表第二	別表 法施行	第一 法施行	19年 度末施	附則別 表第二	別表 法施行	第一 法施行
	設数		前設置	後設置	設数		前設置	後設置	設数	(a) ^{注1)}	前設置	後設置	設数		前設置	後設置	設数	(a) ^{注1)}	前設置	後設置
コレンケンギ	(a+b+c)	40	(b) ^{注2)}	(c) ^{注3)}	(a+b+c)		(b) ^{注2)}	(c) ^{注3)}	(a+b+c)		(b) ^{注2)}	(c) ^{注3)}	(a+b+c)	- 00	(b) ^{注2)}	(c) ^{注3)}	(a+b+c)	40	(b) ^{注2)}	(c) ^{注3)}
北海道 青森県	18 10	10		8	26	20 9	6	8	116 32	90	5 4	21 5		38 19		48 28			1	7
岩手県	5	2	3		27	13	9	5	36	13	15	8		27	21	34	15		2	6
宮城県 秋田県	6	3		3	28	26 11		2	33 53	28 41	3	5 9		26 12		39		3		2
山形県	7	5	1	1	11	5	1	5		17	3			22		45		5		3
福島県	5	3		2	32	30		2	60	46	4		24	18		6	17			7
茨城県 栃木県	25 10	12 10	2	11	65 29	36 23	6	23	87 61	74 57	4	9		62 56		186		16	1	15
群馬県	17	17			31	29	-	2	56	43	4			29		31				22
埼玉県	42	24	4			80		2	98	89	2	7	46		4				3	
千葉県 東京都	52 120	35 30	1 64			62 25	3	13 16	89 45	61 19	6 23	22		68 39		107 22			2	16 29
神奈川県	29	25	1	3	29	27	1	1	36	26	6		41	29		12	22	14		8
新潟県 富山県	8	6 1		2	53 15	46 12	2	5 3	67 22	49 16	8	10 5				45 15		25 8		8
石川県	,	· '			12	10		2	30	25		5			1	25		7		2
福井県	6				15	15			35	25	4	6				27				
山梨県 長野県	7	7			22 30	16 29	1	6	30 82	25 71	1 4	7		14 46		18				6
岐阜県	2	2			36	18	4	14	69	53	12	4	102	93	6	3	53	48		5
静岡県 愛知県	29 50	12 37	12 4		53 51	35 41	11	7	100 104	67 83	21 8	12 13		79 62		30 21			3	17 12
三重県	17	10	2		38	24	6	8	63	37	21	5		61	3	29	23			5
滋賀県	5	3		2	28	23	2	3	44	32	1	11	58	40		18	15	12		3
京都府 大阪府	6 42	2 31	1	10	13	9 29	4	8	29 48	23 37	3	7	39	17 15		12		9		1
兵庫県	32	23	1	8	39	36	1	2	87	74	6	7	121	90		31	39	28		11
奈良県	5	4		1	24	17	_	7	45	40	_	5		47		62				7
和歌山県 鳥取県	5	5			14	10	3	2	40 38	31 32	2	7	43	19 24		24		8		1
島根県	5	3		2	. 7	3	1	3	40	25	9	6	32	10		15	3	2		1
岡山県 広島県	9	4		F	14	13 19		1	45 60	39 49	5	6	54 73	27 47	1	27 25		11		2
山口県	13	11		2	27	19	1	7	60	45	4	11	54	41		13	26	25		1
徳島県	3	1		2	23	20		3	51	39	6	6	91	53		38		10		2
香川県 愛媛県	6	3 6		3	20	6 10	5	5	32 54	29 43	8	3		26 43		36 43				9
高知県					14	8	2	4	37	28	5	4	64	36		28	14	11		3
福岡県 佐賀県	20	15		5	33	28 11		5	62 52	48 42	7	7	109	74 29		35 18				2
長崎県	8	2	3	3	14	10		4	67	47	6	14		19		18		5	1	1
熊本県	1	1			26	22		4	47	40		7	44	9		29		5	4	3
大分県 宮崎県	7	1 4	2	1	13	11 8		2	21 24	20 20	1	1	18			7 26	9	7		2
鹿児島県	- '				25	17	2	6	46	33	1	12				39		9		5
沖縄県	8	2		6	23	19		4	34	12	3	19		9		28				9
札幌市 仙台市	11 10	6	3	2	8	5 5	1	2	4 5	3	1	2	5			3		2		1
さいたま市	13	13		·	1	Ŭ	1	_	7	6	1	_	3	2		1	12	3		9
千葉市 #%市	14 27	8 19	2		5	4	- 1		12	6 10	1	2	18 15			g	29	6 26		3
横浜市川崎市	20	15	4	5	6	3	3		17	10	-	7	1 1	13			5	1		4
新潟市	9	8		1	10	5	2	3	16	14	1	1	25	13		12				3
静岡市 浜松市	11 8	4	9	2	11	10	4	1	13 20	1 18	11	1	32	20 19		3	17	8	7	2
名古屋市	17	12	2		1	1			4	2		2	21	8	8	5	9	4	3	2
京都市 大阪市	20 32	14 22	3		1	1 4		1	12 12	9 10	2	1	18	16 3		2	17	16		1
堺市	10		3	1	2	4		2	7	6		1	15			8	8	7		1
神戸市	18	18			4	3		1	3	3			13	9		4	3	3		
広島市 北九州市	9 18	6 12		3	6	4		2	34 19	24 13	2	8	14			3	1	1		
福岡市	9	6		3	4			1	5	5		Ů	8	5		3				
函館市 旭川市	3			2	2	1		- 1	3	3		4	3			1 2				
青森市	6		2		6		2		3	2		1	14	3		11	3			3
秋田市	4	1		3	1	1			7	7			3	2		1				
郡山市	5 15	5 8	4	3	5	1 2	2	1	1 6	1 4	1	1	8 5			2	2	4		2
宇都宮市	7	2			7	5		2	6	3		2	5			5	2	2		
川越市 船橋市	4 8		8	2	3	2	1 2		1	1		1	4			3		1 2		1
横須賀市	5	4	6	1	3	3			1				2			2				1
相模原市	10	7		3	2	2			14	14			4	4			5	2		3
富山市 金沢市	2 5		1	1	1 2	2	1		10 7	5	8	2			6	10		5	4	2
長野市	3	3			1			1	11	11			9	5		4	2	2		
岐阜市	5		_		6		1		5				7			2	4	4		
豊橋市 岡崎市	3 5	<u>1</u> 5	2		2	2			5 11	9	1	1	5 10			1	7	1 6		1
豊田市	5		1	4	2	1		1	4	4	·	·	5	4		1		3		1
高槻市 東大阪市	5 8		5	2	2	1	1	2	2	2	2		5 2		1 2	2	2		1	1
姫路市	13	6		7	11	7		4	6	4		2	16	11		5	6		<u> </u>	1
奈良市	4	4							4	4			12	8		4	- 6	5		1
和歌山市	6 8			1	3	3			12 32	12 26	3	3	19 16			4	8	3		
倉敷市	11	8		3		9		3	19	17	1		6	6			2	1		1
福山市	6			4	·				15				36			10		5		
下関市 高松市	2 5	2		3	4	4			5 8	3 7		1	10			2		1		1
松山市	5	5			3	2	1		10	6		4	17	10		7	1	1		·
高知市 長崎市	3		3		1	1			3 5	3	1	4	20 11			14		1 4		1
熊本市	4				1	1			6				8			2		2		
大分市	9	5	1		2			1	19	11	2		8	2		6		2		
宮崎市 鹿児島市	3	2		2	5	5	2		13	7		1				6		2		1
合 計	1121	684	162	275	1489	1126	112	251	2955	2249	280	426	3802	2025	113	1664	1227	807	32	388
注1)法施行	A WYTEL-	金八里子も	アリリス故	int / in 要	マー車 がさ	5 h 7 1 1 Z	まのを今	\t\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	あって	法施行机	크리((()) 크리크	事第一	が非出すが	まが流田。	レかってし	1 乙 松重ひき	El-			

表 - 10(4) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 <u>(施設種類別・法 - 都</u>道府県・政令市別)

									<u>(</u> 施	<u> 没種</u> 類	<u> [別・氵</u>	<u>去 -</u> 都
	501	. /. + '# /	0.5-211		焼却炉	ds	÷I			合	計	
	19年	7/h未満 (附則別	0.5m以		19年	小 附則別	計別表	第一	19年	附則別	別表	第一
	度末施	表第一		法施行	度末施	表第二		法施行	度末施	主笛-	法施行	法施行
	設数	(a) ^{注1)}	前設置	後設置	設数	(a) ^{注1)}	前設置	後設置	設数	(a) ^{注1)}	前設置	後設置
11.35.34	(a+b+c)		(b) ^{注2)}	(c) ^{注3)}			(b) ^{注2)}	(c) ^{注3)}	(a+b+c)			(c) ^{注3)}
北海道 青森県	9 10	5 4	3	3	280 139	179 67	9 20	92 52	297 142	188 68	9 20	100 54
岩手県	8	2	3	6	173	64	50	59	173	64	50	59
宮城県	5	4		1	142	90	- 00	52	146	94	- 00	52
秋田県	3	3			94	69	3	22	94	69	3	22
山形県	8	6		2	131	60	6	65	139	64	6	69
福島県 茨城県	13	8 6	2	5	146 491	115 206	36	27 249	176 532	143 246	4 36	29 250
栃木県	9	6		3	224	162	2	60	287	216	2	69
群馬県	8	1		7	204	129	4	71	218	138	4	76
埼玉県	16	6		10	378	259	13	106	431	290	13	128
千葉県 東京都	17 26	7 14	1	10 11	453 367	259 163	10 97	184 107	464 370	267 166	10 97	187 107
神奈川県	8	7	'	1	165	128	8	29	166	129	8	29
新潟県	20	14		6	260	174	10	76	276	183	10	83
富山県	3	1		2	97	65	1	31	139	106	1	32
石川県 福井県	6	4		2	99 129	64 90	1	34 35	100 148	65 101	1 4	34 43
山梨県	6	5		1	104	72	1	31	108	76	1	31
長野県	8	7		1	218	170	5	43	241	179	5	57
岐阜県	13	12		1	275	226	22	27	278	228	22	28
静岡県	26	13		13	371	231	56	84	440	287	56	97
愛知県 三重県	11 14	6 9		5 5	332 248	250 159	15 32	67 57	481 284	355 188	15 32	111
滋賀県	11	10		1	161	120	32	38	182	132	32	47
京都府					95	58	7	30	99	60	7	32
大阪府	10	5		5	175	126	7	42	195	143	7	45
兵庫県 奈良県	16 3	13 2		3	334 201	264 118	8	62 83	345 201	275 118	8	62 83
宗 艮 宗 和歌 山 県	5	3		2	111	71	4	36	111	71	4	36
鳥取県	2	1		1	105	71	5	29	105	71	5	29
島根県	8	3	3	2	95	46	20	29	99	50	20	29
岡山県	9	9		_	137	103	4	30	140	105	4	31
広島県 山口県	16 8	11		5 2	191 188	140 147	6 5	45 36	196 204	145 159	6 5	45 40
徳島県	4	4			184	127	6	51	184	127	6	51
香川県	7	5		2	134	83		51	136	84		52
愛媛県	17	8		9	215	133	13	69	215	133	13	69
高知県福岡県	4 19	17		1 2	133 293	86 230	7	40 56	133 322	86 243	7	40 72
佐賀県	6	3		3	130	90	3	37	133	93	3	37
長崎県	6	3	1	2	139	86	11	42	140	87	11	42
熊本県	10	4	4	2	140	81	14	45	161	93	14	54
大分県	3	3			65	53	0	12	65	53		12
宮崎県 鹿児島県	7	6		1	79 167	44 101	3	32 63	80 169	45 102	3	32 64
沖縄県	7	2		5	118	44	3	71	119	45	3	71
札幌市	2	2			33	20	5	8	34	21	5	8
仙台市	2	1		1	33	21		12	36	24		12
さいたま市 千葉市	6	3 1		3	42 57	27 34	2	13 21	42 59	27 35	2	13 22
横浜市	5	5		3	93	79	6	8	97	82	6	9
川崎市	4	3		1	53	33	3	17	58	38	3	17
新潟市	2	2			74	51	3	20	74	51	3	20
静岡市 浜松市	6	6 1		1	83 69	35 58	36	12 11	104 75	54 64	36	14 11
名古屋市	2 6	- 1	3	3	58	27	16	15	77	44	16	17
京都市	2	2	Ť	Ĭ	70	58	5	7	79	67	5	7
大阪市					62	45	4	13	74	56	5	13
堺市	2	2			44	31		13	56 42	43		13
神戸市 広島市	1 4	1		1	42 68	37 48	2	5 18	70	37 50	2	5 18
北九州市	2	1		1	57	41		16	68	50		18
福岡市	1			1	27	19		8	27	19		8
函館市	_			_	9	6		3	9	6		3
旭川市 青森市	3 4	1		3	12 36	5 14	4	7 18	12 36	5 14	4	7 18
秋田市	1	1		,	16	12		4	17	13	7	4
郡山市					22	17		5	22	17		5
いわき市 宇都宮市				-	33	19 12	7	7	38 29	23	7	8
<u></u>	1			1	28 15	7	6	10 7	16	12	7	10 7
船橋市					20	5	10	5	22	5	11	6
横須賀市	5			5	17	8		9	17	8		9
相模原市	1 2		-	1	36	29	0.1	7	36	29		7
富山市 金沢市	1	1	1	1	40 31	25	21	19	49 31	25	22	27 6
長野市					26	21		5	26	21		5
岐阜市	1	1			28	25	1	2	30	27	1	2
豊橋市					16	9	3	4	22	14	3	5
岡崎市 豊田市					33 20	29 12	1	7	35 56	30 37	1	18
高槻市					14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市					17	1	11	5	17	1	11	5
姫路市	1	1			53	34		19	75	56		19
奈良市	7	7	-	1	28 55	22 55	-	6	29 61	22 61	-	7
和歌山市	2	- /		2	62	46	6	10	62	46	6	10
倉敷市	3			3	53	41	1	11	72	60	1	11
福山市					68	54		14	73	58		15
下関市	2	2			21 25	16 16		5 9	33 27	28 18		5
高松市 松山市	1			1	37	24	1	12	38	25	1	12
高知市	<u> </u>			L '	29	11	3	15	29	11	3	15
長崎市					25	20	1	4	25	20	1	4
熊本市	1	1			22	20	_	2	22	20	_	16
大分市 宮崎市	3	3		-	43 19	24 10	3	16 9	47 19	28 10	3	16
鹿児島市	1			1	36	18	2	16	38	20	2	16
合 計	526	323	18	185	11120	7214	717	3189	12120	7980	721	3419
注1)法施行	THIPWAY.	=ハギャヤ	アリリス物	:=ハ / =八平	・工事が予	カフリス	+ 1 + 4	× 1 7	であって、	3 + ME 4 = 11		」表第二(

[|] 合 計 | 526| 323| 18| 18| 1810 | 7214| 717| 3189| 12120| 7980| 721| 3419| 注 1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。 注 2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注 3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 -10(5)

大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

L									亜鉛回	収施設	等関係			41				
J.	度末施	表第二	別表第 - (c)	19年 度末施 設数 (a+c)	表第二	別表第 一 (c)	19年 度末施 設数 (a+c)	溶鉱炉 附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 - (c)	倍士佐	溶解炉 附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 - (c)	19年 度末施 設数 (a+c)	乾燥炉 附則別 表第二 (a) ^{注1)}	(c)	19年 度末施 設数 (a+c)	小 計 附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 一 (c)
北海道 青森県																		
岩手県																		
宮城県 秋田県																		-
山形県																		
福島県																		
茨城県 栃木県																		
群馬県	1		1							1		1				2		
埼玉県 千葉県																		-
東京都																		
神奈川県																		
新潟県 富山県																		
石川県																		
福井県 山梨県																		
長野県																		
岐阜県																		
静岡県 愛知県																		
三重県																		
滋賀県 京都府																		
大阪府																		
兵庫県 奈良県																		<u> </u>
和歌山県																		
鳥取県																		
島根県岡山県																		-
広島県																		
山口県 徳島県																		
香川県																		
愛媛県	2	2											1	1		3	3	
高知県 福岡県																		
佐賀県																		
長崎県 熊本県																		
大分県																		
宮崎県 鹿児島県																		
沖縄県																		
札幌市																		
仙台市 さいたま市																		
千葉市																		
横浜市 川崎市																		-
新潟市																		
静岡市 浜松市																		
名古屋市																		
京都市																		
大阪市 堺市																		
神戸市																		
広島市 北九州市																		
福岡市																		
函館市 旭川市																		
青森市																		†
秋田市																		
郡山市																		-
宇都宮市																		
川越市 船橋市																		-
横須賀市																		
相模原市																		-
富山市 金沢市																		L
長野市																		
岐阜市 豊橋市																		-
岡崎市																		
豊田市高槻市																		-
東大阪市																		<u> </u>
姫路市																		
奈良市 和歌山市																		1
岡山市																		
倉敷市																		<u> </u>
福山市 下関市																		+
高松市																		
松山市 高知市																		
長崎市																		
熊本市 大分市																		
			-	I				-					1	1	-		1	
宮崎市 鹿児島市																		

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、 法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 10(6) 大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県・政令市別)

						(心言	文性实	[力] 。 1	<u> </u>	安法	<u>于 关 15</u> 控却炉	オマ	地或 -	10世	何宗・	以立	<u> でかり)</u>			
		4t/h	以上		2	t/h以上· 附則別	~ 4t/h未注	苘	200	廃棄物 Okg/h以上 附則別	~ 2t/h未	満	100k	g/h以上	~ 200kg/h 別表	未満	50k	g/h以上~	100kg/h	未満
	度士体	(a) ^{Œ1)}	法施行	第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	19年 度末施 設数 (a+b+c)	表第二	別表 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置	度士佐	表第二 (a) ^{注1)}	法施行	第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	度末施	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	法施行 前設置	法施行 後設置 (c) ^{注3)}	19年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表 法施行 前設置	法施行 後設置
北海道	(атытс)		(b) ^{注2)}	(c) ²³	(атытс)		(b)/12/	(c) ^{注3)}	(атитс)		(b) ^{注2)}	(c) ²³ /	(a+b+c)	1	(b) ^{注2)}	(c) ²	(атитс)		(b) ^{注2)}	(c)/±3/
青森県 岩手県																				
宮城県																				
秋田県 山形県																				
福島県									2	2										
茨城県 栃木県	2		2																	
群馬県 埼玉県													1	1						
千葉県																				
東京都 神奈川県									1			1								
新潟県																				
富山県 石川県													1	1						
福井県 山梨県									2	2			2			2	1			
長野県																				
岐阜県 静岡県																				
愛知県																				
三重県 滋賀県																				
京都府									1	1										
大阪府 兵庫県																				
奈良県 和歌山県																				<u> </u>
鳥取県																				
島根県 岡山県																				
広島県																				
山口県 徳島県									1	1										
香川県 愛媛県									1			1								
高知県																				
福岡県 佐賀県																				
長崎県																				
熊本県 大分県																				
宮崎県 鹿児島県																				
沖縄県									2	2										
札幌市 仙台市																				
さいたま市																				
千葉市 横浜市									1		1	1								
川崎市 新潟市																				
静岡市																				
浜松市 名古屋市																				-
京都市																				
大阪市 堺市																				
神戸市 広島市																				
北九州市																				
福岡市 函館市																				
旭川市																				
青森市 秋田市																				
郡山市					1	1														
宇都宮市						1														
川越市 船橋市			_									_								<u> </u>
横須賀市																				
相模原市 富山市		<u> </u>				<u> </u>				<u> </u>				<u> </u>				<u> </u>		
金沢市長野市																				-
岐阜市																				
豊橋市 岡崎市																				
豊田市																				
高槻市 東大阪市																				
姫路市																				
奈良市 和歌山市																				
岡山市 倉敷市	1	1																		<u> </u>
福山市																				
下関市 高松市																				
松山市																				
高知市 長崎市																				
熊本市																				
大分市 宮崎市																				
鹿児島市	2	4	2	^	4	4	^	^	10	0	4	2	F	^	^	^	1	^	^	
合 計 注 1) 法施行	3 の際現に	1 設置され	2 ているか	0 劉令() 令詞	1 T事がさ	1 れている	0 ものを含	0 (む。) て	12 あって、	法施行規	1 見り附りほ	3 表第二(5 D排出基 [≥]	3 が適用。	し となってに	2 ハる施設を		0	0	

注1)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。 注2)法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、 法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。 注3)法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 1	0 (7)	大	気基準	達適用	施設は	に係る	基準通	9用状	況	** BB /7	::+ ^ +		±7° × ♂ ।	B 76	△┼□□、
					焼却炉			別・	纵山泺 ▮	<u>女法</u>	<u>寺関係</u> 計	法令的	也設 -	都追付!	県・政	令市別)
	19年	附則別 表第二	(0.5㎡以 別表 法施行 前設置	<u>上)</u> 第一 法施行	19年 度末施 設数	小 附則別 表第二	別表法施行	法施行 後設置	前母娄女	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表 法施行 前設置					
北海道	(a+b+c)	(4)	(b) ^{注2)}	(c) ^{注3})	(a+b+c)	1	(b) ^{注2)}	(c) ^{注3)}	(a+b+c)	1	(b) ^{注2)}	(c) ^{注3)}	1			
青森県 岩手県													Ī			
宮城県 秋田県													İ			
山形県 福島県					2	2			2	2			İ			
茨城県 栃木県					2		2		2		2		Ì			
群馬県 埼玉県					1				3			2	Ì			
千葉県								4				1	Ì			
東京都神奈川県												'	Ì			
新潟県 富山県													Ì			
石川県 福井県					1 5	1 2		3	1 5	1 2		3	Ì			
山梨県長野県													Ì			
岐阜県 静岡県													Ì			
愛知県													1			
滋賀県					<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>			1			
京都府 大阪府					1	1			1	1			1			
兵庫県 奈良県													1			
和歌山県 鳥取県									<u> </u>				1			
島根県													Ì			
広島県山口県													Ì			
徳島県					1	1			1	1			Ì			
香川県 愛媛県					1			1	4	3		1	Ì			
高知県福岡県													Ì			
佐賀県 長崎県													Ì			
熊本県 大分県													Ì			
宮崎県鹿児島県													Ì			
沖縄県					2	2			2	2			Ì			
札幌市 仙台市													Ì			
さいたま市 千葉市					1		1		1		1		Ì			
横浜市 川崎市					1			1	1			1	Ì			
新潟市 静岡市													Ì			
浜松市 名古屋市													Ì			
京都市													Ì			
堺市													Ì			
神戸市 広島市													Ì			
北九州市 福岡市													Ì			
函館市 旭川市													Ì			
青森市 秋田市													1			
郡山市					1	1			1	1			1			
宇都宮市					<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>			1			
船橋市													1			
横須賀市相模原市													1			
富山市金沢市													1			
長野市 岐阜市													1			
豊橋市 岡崎市													1			
豊田市高槻市													1			
東大阪市													1			
奈良市													1			
和歌山市													1			
倉敷市 福山市					1	1			1	1			1			
下関市 高松市													1			
松山市高知市													1			
長崎市													1			
熊本市 大分市													1			
宮崎市 鹿児島市													1			
合 計	0	0	0 いている施	0		13	3	6	27	16	3		11			

表 - 11 適用除外等の状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	2	0
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 - 12 その他の届出等の状況 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 ^{注1)}	267	46
法第18条に基づく届出件数 ^{注2)}	879	238
瀬戸内海法第8条第1項(第4項)に基づく 許可(届出)件数 ^{注3)}	-	8
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 ^{注4)}	-	36

- 注1)規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。
- 注2)使用廃止以外の変更届出の件数。
- 注3)規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数。
- 注4)使用廃止以外の変更届出の件数。

適用除外等の状況 (都道府県・政令市別) 表 - 13

-	1. 上层甘油		県・政令	
		適用施設	水質基準	対象施設 法第36条第2
	法第35条第2 項に基づく通 知件数	法第36条第2 項に基づく要 求件数	法第35条第2 項に基づく通 知件数	
北海道 青森県				
岩手県 宮城県				
秋田県				
山形県 福島県				
茨城県 栃木県				
群馬県	2			
<u>埼玉県</u> 千葉県				
東京都神奈川県				
新潟県				
富山県 石川県				
<u>福井県</u> 山梨県				
長野県岐阜県				
静岡県				
愛知県 三重県				
滋賀県 京都府				
大阪府				
兵庫県 奈良県				
和歌山県 鳥取県				
島根県				
岡山県 広島県				
山口県 徳島県				
香川県				
愛媛県 高知県				
福岡県 佐賀県				
長崎県				
熊本県 大分県				
宮崎県 鹿児島県				
沖縄県				
札幌市 仙台市				
さいたま市 千葉市				
横浜市川崎市				
新潟市				
静岡市 浜松市				
名古屋市 京都市				
大阪市				
押市 神戸市				
広島市 北九州市				
福岡市				
函館市 旭川市				
青森市 秋田市				
郡山市				
いわき市 宇都宮市				
川越市 船橋市				
横須賀市				
相模原市富山市				
金沢市 長野市				
岐阜市 豊橋市				
岡崎市				
豊田市高槻市				
東大阪市 姫路市				
奈良市				
和歌山市 岡山市				
倉敷市 福山市				
下関市				
高松市 松山市				
高知市 長崎市				
熊本市				
大分市 宮崎市				
鹿児島市				

	十年甘淮	適用施設	一门海広		<mark>行県・政</mark> 対象施設	הע ווו ב
	;	去		去	瀬戸	内海法
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	8 条変更 その他 ^{注3)}	9 条変更 注2)
北海道	4	15		4	-	
青森県 岩手県	1 2	15 8			-	
宮城県	5	10	1	1	-	
秋田県 山形県	6 4	3 10	2	2	-	
福島県 茨城県	10	13 48		6	-	
栃木県	17	40	6	19	-	
群馬県 埼玉県	2	34 22		4 6	-	
千葉県	18	43		10	-	
東京都神奈川県	6	40 17		4	-	
新潟県	12	10	3	2	-	
富山県 石川県	3	17		3	-	
福井県	6	15		3	-	
山梨県 長野県	4	15 4		8	-	
岐阜県	1	7			-	
静岡県 愛知県	11 27	26 54	3	1 2	-	
三重県	3	9		1	-	
滋賀県 京都府	2	4	2	1	-	
大阪府 兵庫県	5	9		3		
奈良県	1	28	1	18		
和歌山県	1 3	11 5		1	-	\vdash
島根県	6		6	1	-	
岡山県 広島県	5 10	4 12		1		
山口県	2	9			1	
<u>徳島県</u> 香川県	5	12 14		3	1	
愛媛県	2	16		Ü		
高知県 福岡県	1	7			-	
佐賀県	6	4			-	
長崎県 熊本県	2 2	3 20		1	-	
大分県	_					
宮崎県 鹿児島県	1	5			-	
沖縄県		6		_		
札幌市 仙台市		12	1	5	-	
さいたま市	1	5			-	
<u>千葉市</u> 横浜市	3 5	9	3	1	-	
川崎市 新潟市	3	14 12	2	10	-	
静岡市	5	12		7	-	
<u>浜松市</u> 名古屋市	3	6	1	5	-	
京都市	1	8		8		
<u>大阪市</u> 堺市		41		32		
神戸市		2				
広島市 北九州市	5	7 9		18	3	
福岡市					-	
<u>函館市</u> 旭川市		2				
青森市		3			-	
秋田市 郡山市		2	1	2	-	
いわき市	1	9		14	-	
宇都宮市	1	2			-	
船橋市 横須賀市		8	1	13	-	
相模原市	1	3	1	3	-	
富山市 金沢市		3			-	
長野市	1	3		2	-	
岐阜市 豊橋市					-	
岡崎市		2			-	
豊田市高槻市		2		1	-	-
東大阪市						
<u>姫路市</u> 奈良市	3	8				-
和歌山市	2	4				
<u>岡山市</u> 倉敷市	5	17 17		1		
福山市		3		·		
下関市 高松市	1	5 4		2		
松山市	1	2			3	
高知市 長崎市		1		2	-	
熊本市					-	
大分市 宮崎市		4				
鹿児島市	1	4				

| 台 | 1 | 201| | 1 | 1 | 201| | 1 | 201| | 1 | 201| | 1 | 201| | 1 | 201| | 1 | 201| | 1 | 201| | 1 | 201| | 1 | 201| | 1 | 201| | 1 | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201| | 201|